

第201回一関市教育委員会定例会

日時：令和2年1月24日（金）

午後1時30分～3時30分

場所：一関保健センター栄養指導室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第1号 一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第2 議案第2号 一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第3 議案第3号 一関市立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて

議事日程第4 協議第1号 一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程第5 協議第2号 令和2年度教育委員会教育行政方針について

3 報 告

(1) 物損事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について (資料No.1)

(2) 行事報告及び2月行事予定について (資料No.2)

4 その他

(1) 骨寺荘園室「事務事業」について (資料No.3)

5 閉 会

第201回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第1号	一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第3号	一関市立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて
協議第1号	一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
協議第2号	令和2年度教育委員会教育行政方針について

議案第 1 号

一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 2 年 1 月 24 日 提出

一 関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則
 一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則（平成17年一関市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係） 1 小学校		別表（第 2 条関係） 1 小学校	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
山目小学校	山目地区 宮下区、宮前区、中央区、竹山区、五代区、銅谷区、前田区、三反田1区、三反田2区、 <u>山目5区</u> 、青葉1区、青葉2区、幸区、山目6区、才天区、十二神区、未広1区、未広2区、山目11区、山目12区、山目13区、山手区、沢内区	山目小学校	山目地区 宮下区、宮前区、中央区、竹山区、五代区、銅谷区、前田区、三反田1区、三反田2区、 <u>中野区</u> 、 <u>境区</u> 、青葉1区、青葉2区、幸区、山目6区、才天区、十二神区、未広1区、未広2区、山目11区、山目12区、山目13区、山手区、沢内区
[略]		[略]	
2 中学校	[略]	2 中学校	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月 1 日から適用する。

理由

山目 5 区を、中野区と境区に分区する一関市行政区長設置規則（平成17年一関市規則第 9 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

議案第2号

一 関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和2年1月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令

一関市個人情報保護管理規程（平成23年一関市・一関市教育委員会・一関市選挙管理委員会・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市固定資産評価審査委員会・一関市消防本部・一関市水道事業・一関市病院事業・一関市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(情報セキュリティ責任者等の設置)</p> <p>第3条 市が保有する個人情報の保護管理の総括を行わせるため、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer、以下「C I S O」という。）を置き、総務部の事務を担当する副市長（以下「<u> </u>副市長」という。）をもって充てる。</p> <p><u>2</u> C I S O <u> </u>を補佐させ、<u>副市長</u>に事故があるとき又は<u>副市長</u>が欠けたときにC I S Oの職務を代理させるため、統括情報セキュリティ責任者を置き、総務部長をもって充てる。</p> <p><u>3・4</u> [略]</p>	<p>(情報セキュリティ責任者等の設置)</p> <p>第3条 市が保有する個人情報の保護管理の総括を行わせるため、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer、以下「C I S O」という。）を置き、総務部の事務を担当する副市長（以下「<u>担当副市長</u>」という。）をもって充てる。</p> <p><u>2</u> <u>C I S Oに事故があるとき又は欠けたときにC I S Oの職務を代理させるため、C I S O代理を置き、担当副市長以外の副市長及び教育長をもって充てる。</u></p> <p><u>3</u> <u>C I S O及びC I S O代理</u>を補佐させ、<u>C I S O及びC I S O代理</u>に事故があるとき又は<u> </u>欠けたときにC I S Oの職務を代理させるため、統括情報セキュリティ責任者を置き、総務部長をもって充てる。</p> <p><u>4・5</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年2月1日から施行する。

理由

市が保有する個人情報の保護管理の総括を行う最高情報セキュリティ責任者について、新たに職務代理者を設置しようとするもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第3号

一関市立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市立学校を設置及び廃止することについて議決を求める。

設置及び廃止の別	学校の名称及び位置	設置又は廃止の時期	理由
廃止	一関市立室根東小学校 一関市室根町折壁字中谷地82番地1	令和4年3月31日	室根東小学校、室根西小学校を統合し、新たに室根小学校を設置するため。
〃	一関市立室根西小学校 一関市室根町矢越字千刈田77番地	令和4年3月31日	
設置	一関市立室根小学校 一関市室根町矢越字五反田73番地1	令和4年4月1日	

令和2年1月24日提出

一関市教育委員会教育長 小菅正晴

理由

一関市立小学校の統合に伴い、学校を設置及び廃止しようとするものである。

これがこの議案を提出する理由である。

協議第1号

一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

一関市立学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し入れたいので協議します。

令和2年1月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立学校条例の一部を改正する条例

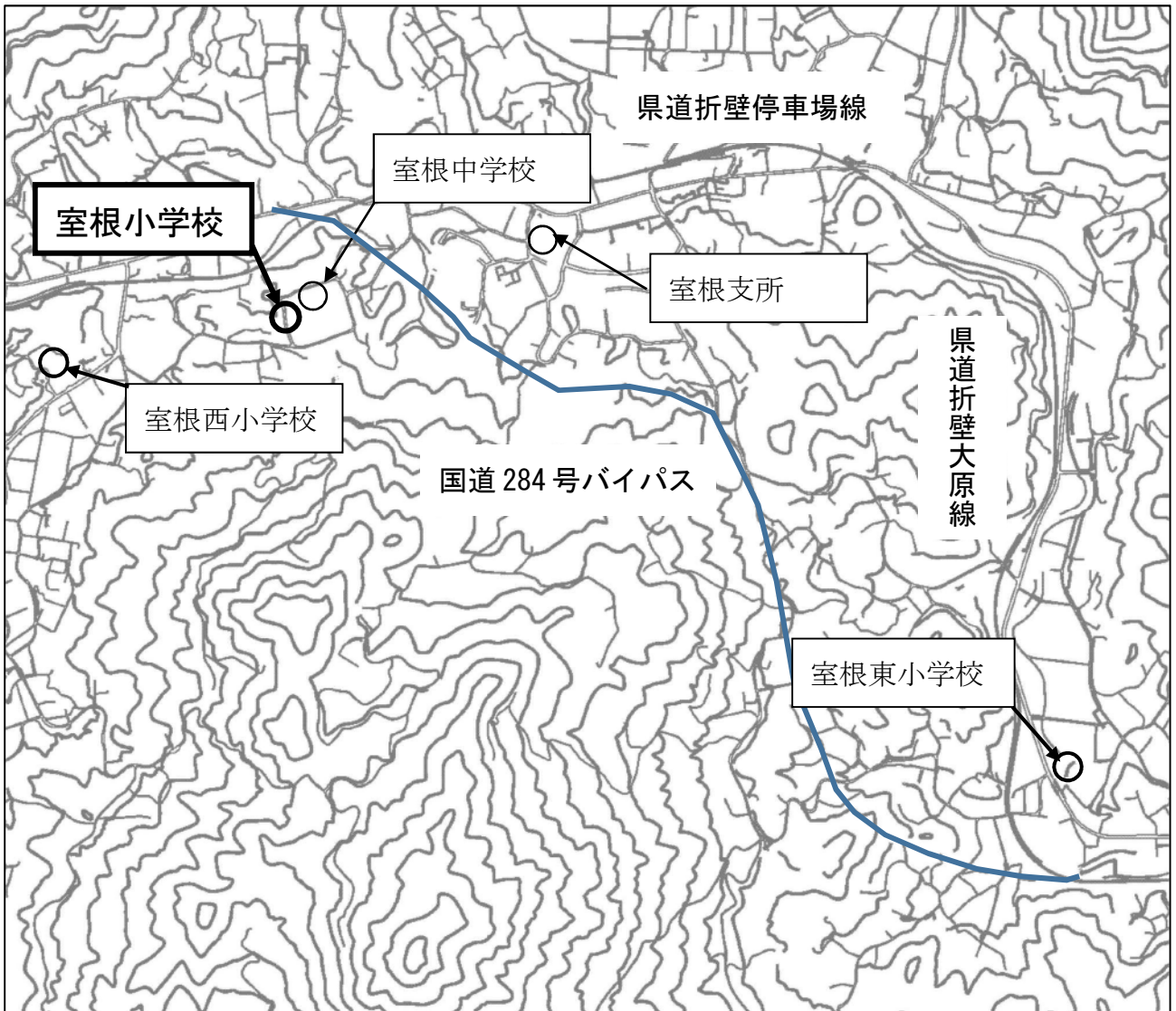
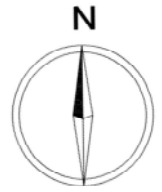
一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>一関市立室根東小学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一関市室根町折壁字中谷地82番地1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>一関市立室根西小学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一関市室根町矢越字千刈田77番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>一関市立室根中学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		<u>一関市立室根東小学校</u>	<u>一関市室根町折壁字中谷地82番地1</u>	<u>一関市立室根西小学校</u>	<u>一関市室根町矢越字千刈田77番地</u>	[略]		名称	位置	[略]		<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u>	[略]		<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>一関市立室根小学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>一関市立室根中学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一関市室根町矢越字五反田41番地2</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		<u>一関市立室根小学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u>	[略]		名称	位置	[略]		<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田41番地2</u>	[略]	
名称	位置																																		
[略]																																			
<u>一関市立室根東小学校</u>	<u>一関市室根町折壁字中谷地82番地1</u>																																		
<u>一関市立室根西小学校</u>	<u>一関市室根町矢越字千刈田77番地</u>																																		
[略]																																			
名称	位置																																		
[略]																																			
<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u>																																		
[略]																																			
名称	位置																																		
[略]																																			
<u>一関市立室根小学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地1</u>																																		
[略]																																			
名称	位置																																		
[略]																																			
<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田41番地2</u>																																		
[略]																																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																																			

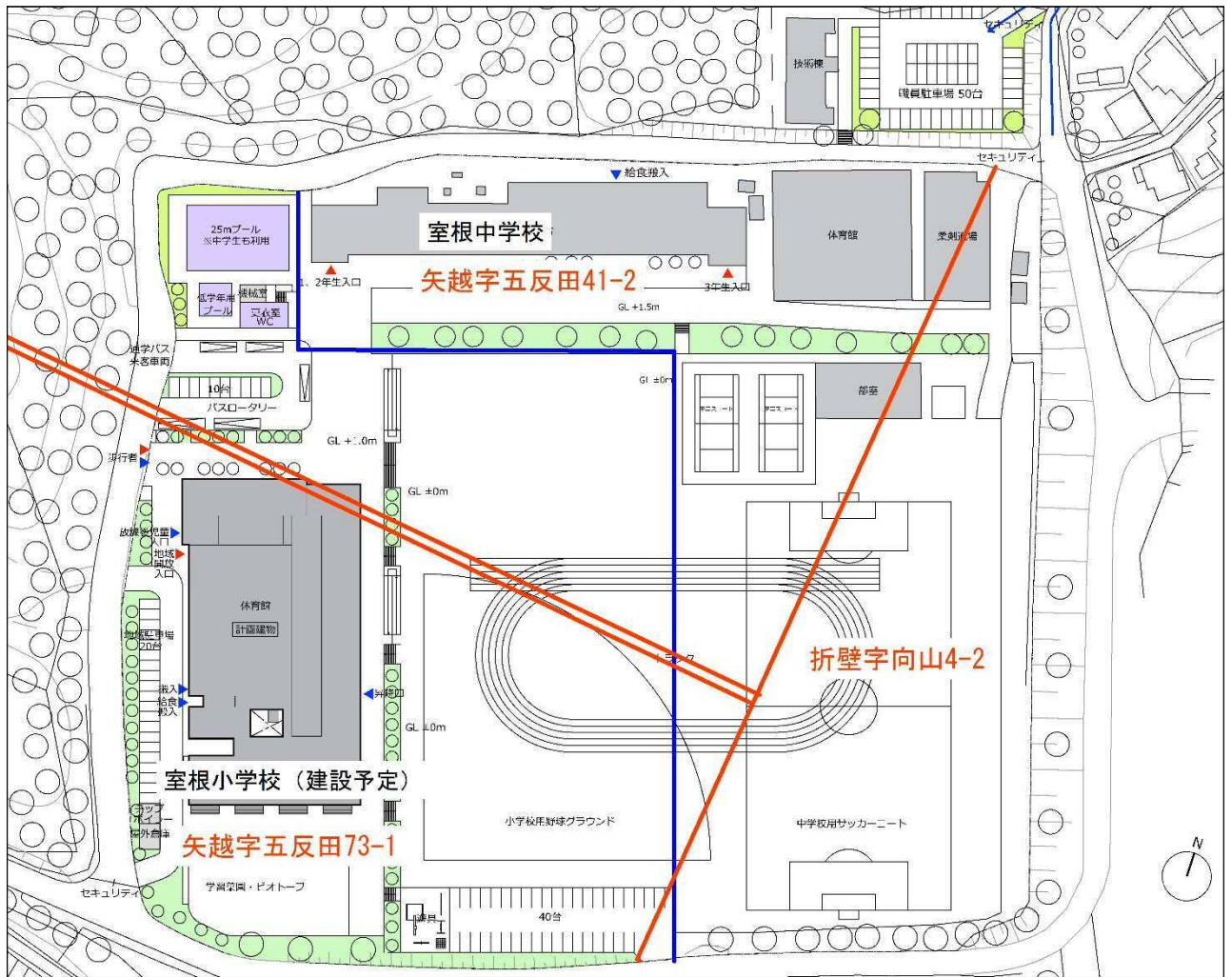
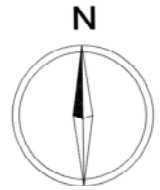
附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

位置図



地番図



協議第 2 号

令和 2 年度教育委員会教育行政方針について

令和 2 年度教育委員会教育行政方針を別紙のとおりとすることについて協議
します。

令和 2 年 1 月 24 日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

令和2年度教育委員会教育行政方針

第73回市議会定例会の開会にあたり、令和2年度の教育行政施策について申し上げます。

1. はじめに

◆今日の教育を取り巻く社会環境は急激に、多様に変化してきております。そのような中であって、グローバル時代を生き抜く人材の育成、キャリア教育の推進、特別支援の充実、いじめや不登校への対策、人格形成の基礎となる幼児教育の振興など、教育の質の向上が一層求められております。

また、市民の学習意欲の高まりに応じた多様な学習機会を提供することや、先人からの文化を受け継いでいくこと、文化財を保護し、活用することが求められております。

これらの社会的要求に応えるために、持続可能な開発目標（SDGs）の理念をふまえ、質の高い教育を提供するとともに、生涯学習の機会を促進してまいります。

少子化が進むなかで、現在の市内の小中学校数は、小学校が28校、中学校が16校の合わせて44校であり、今後も学校統合が計画されているところであります。

児童生徒が減少するなかで、一関の持続的な発展を支えていくためには、将来を担う心身共に健やかな人材の育成が欠かせないものと認識しております。

子どもたちが、ふるさと一関に誇りと愛着を持ち、地域を支える人材に成長するよう、教育行政を推進してまいります。

2. 重点的に取り組む施策（重点プロジェクト等）

◆令和2年度においても教育振興基本計画前期計画の目標に掲げた「学びの風土をいしずえ礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」この実現に向けて、四つのプロジェクトを重点としながら、計画を着実に推進してまいります。

それでは、四つの重点プロジェクトから、申し上げます。

(1) ことばを大切にせる教育プロジェクト

◆まず、一つ目は、「ことばと読書」「ことばの響き」「ことばの先人」を柱として、子どもたちに、語彙ごいの豊かさ、ことばの感性、心の豊さを育むことを目指す「こと

ばを大切にする教育プロジェクト」であります。

「ことばと読書」については、学校図書館と市立図書館の連携や読書普及員の配置により、児童生徒の読書活動を推進してまいります。

さらに、令和2年度から市立図書館に電子書籍を導入し、図書館サービスを充実してまいります。

「ことばの響き」については、全ての幼稚園、こども園、保育所と小学校において10分程度の「ことばの時間」を設定し、ことばの力を育て、心の豊かさを育ててまいります。

幼稚園等では、響きやリズムのよい諺などに触れ、楽しみながらことばを学んでまいります。

小学校では、独自に作成した「ことばのテキスト『言海』」を用いて、音読・^{そどく}素読に取り組むことが定着しておりますが、今後も美しいことばに触れさせることにより、語彙を豊富にするなど一層の質の向上を目指しながら、ことばの感性を高めてまいります。

「ことばの先人」については、「ことばのテキスト『言海』」の先人ページを上げることで、また博物館学芸員が小中学校に出向き、ことばを通じて人々に大きく影響を与えた先人を学ぶ授業を行うことにより、郷土の歴史を知り、郷土への誇りを育ててまいります。

(2) グローバル人材育成プロジェクト

◆二つ目は、グローバル化していく現代社会に対応できる人材の育成を目指す「グローバル人材育成プロジェクト」であります。

キャリア教育については、「地域に学び、地域で育てる」という視点に立って、全ての中学2年生が5日間の社会体験学習を行う、キャリア教育推進事業に取り組んでまいります。

令和2年度から小学校で英語が教科化されることに伴い、英語学習指導の専門員を派遣し、英語力の向上を図ってまいります。

また、中学生最先端科学体験研修や小学生及び中学生を対象とした英語の森キャンプの実施、外国語指導助手を幼稚園、小中学校に派遣するなど、多様な人との関わりを通じて、グローバル社会の中で求められる力を、引き続き培ってまいります。

さらにタブレット端末をはじめとする情報通信機器や教室内のLAN整備など、ICT環境を充実させ、小・中学校におけるICTを活用した授業づくりを推進してまいります。

併せて、グローバル化する社会にあっても土台となるアイデンティティを確立

させるため、郷土の先人や歴史・文化を題材にした学習を進めてまいります。

(3) 学校と地域の協働推進プロジェクト

◆三つ目は、地域とともに歩む学校を目指す「学校と地域の協働推進プロジェクト」であります。

学校の情報や活動の様子をホームページ等で発信するとともに、保護者や地域住民が学校評議員として関わるなど、開かれた学校づくりを進めてまいります。

また、豊富な社会経験を持つ地域の方々に、ゲストティーチャーや学校支援ボランティアとしてご協力いただいたり、キャリアシンポジウムで地域への思いを語っていただいたりするなど、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を育む取組を進めてまいります。

(4) 世界遺産拡張登録推進プロジェクト

◆四つ目は、骨寺村荘園遺跡の世界文化遺産拡張登録を目指す「世界遺産拡張登録推進プロジェクト」であります。

これまでに蓄積した調査研究成果を踏まえ、研究者など専門家の助言をいただきながら、県・関係市町と連携して拡張登録に向けて文献研究や発掘調査などの取組を進めてまいります。

また、重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保全活用に地域住民と協働で取り組むとともに、骨寺村荘園遺跡の理解を深めるため、骨寺大学や講演会を開催するなど、遺跡の保護や拡張登録への気運醸成に努めてまいります。

(5) 教育環境の充実

◆そのほか、学校規模の適正化については、これまでも児童生徒の減少状況や学校施設の現状を踏まえ、より良い教育環境の確保に向け、各地域単位を基本としながら進めており、今後の計画としては、令和4年度に室根地域の2校の小学校を1校に、令和5年度に花泉地域の6校の小学校を1校に統合する予定です。

室根地域統合小学校については、令和元年度に引き続き実施設計に取り組み、令和2年度後半には、新校舎及び屋内運動場の建設に取り組んでまいります。また、花泉地域統合小学校については、敷地造成工事や雨水排水対策工事に取り組んでまいります。

他の地域においても、今後の児童生徒数の推計などを示しながら、地域の方々や保護者等とともに、学校規模の適正化を考えてまいります。

◆学校施設の環境整備については、屋外遊具の計画的な更新や小中学校のトイレの

洋式化を進めます。

また、全ての小中学校の普通教室等に整備した冷房設備の本格的な使用を開始し、快適性の向上に努めてまいります。

さらに、文部科学省の第3期教育振興基本計画で示されたICT整備方針に対応できるよう、国の動向を注視しながら普通教室へ無線LANを設置するなどのICT環境の整備を図ってまいります。

◆少子化や保護者ニーズに対応した幼稚園のこども園化等については、今後も質の高い幼児期の教育、保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所の配置状況や入所状況を勘案しながら、市長部局と連携して取り組んでまいります。

以上は、令和2年度において特に重点的に取り組む内容ですが、教育行政の具体的な施策について、教育振興基本計画に定める施策の基本方向に沿って申し上げます。

3. 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実

一つ目に「社会を生き抜く力を育む学校教育の充実」について申し上げます。

(1) 確かな学力の育成

◆確かな学力の育成については、算数・数学を重点教科に位置づけ、学習支援員の配置による指導を行うほか、「授業改善パンフレット」を活用した「わかる授業づくり」を行ったり、基礎力、集中力を高めるために、百ます計算に代表される「陰山メソッド」を取り入れたりするなど、各学校における児童生徒の基礎学力の向上を図ってまいります。

また、日本学校教育学会の支援期間を更新し、大学の教授等を講師に、算数・数学の研修会を開催するほか、指導主事や学習指導専門員を小中学校に派遣して指導を行うことにより、教員の授業力の向上に努めてまいります。

(2) 豊かな心の育成

◆豊かな心の育成については、あらゆる教育活動の土台となるものであり、人としての在り方、考え方を常に意識させ指導にあたってまいります。その中心となる道徳教育においては、新学習指導要領で示された「考える道徳・議論する道徳」の推進を図ってまいります。

このほか、ことばの力を育てる教育、福祉・ボランティア教育などを充実させるとともに、積極的に自然体験、社会体験活動を取り入れSDGsの理念とも関連さ

せながら社会に関わる心構えや姿勢を培ってまいります。

また、家庭、PTA及び市内の幼児期から大学までの各教育機関と連携し、あいさつの推進など共通の目標を設定しながら、子どもたちの社会性を育ててまいります。

(3) 健やかな体の育成

◆健やかな体の育成については、保健面からは、児童生徒がバランスの取れた食事や規則正しい生活など、望ましい生活習慣について考え、実践していく取組を推進してまいります。

運動面からは、体育授業の充実のほか、小学校での休み時間を利用した、なわとびやランニング、中学校での運動部活動など、日常的に運動の機会を確保する取組を推進してまいります。

また、県全体で推進している1日60分以上の運動、いわゆる「60^{ろくまる}運動」に家庭・地域と連携して取り組んでまいります。

なお、中学校の部活動については、教育委員会と校長会で定めた「部活動の在り方に関する方針」に基づき、引き続き各学校では平日週1日と日曜日を休養日に設定し、体力や競技力の向上とともに健康や生活とのバランスにも配慮した活動を推進してまいります。

(4) 学校給食

◆学校給食については、安全・安心な給食の提供に努めるとともに、地場産品や「もち」などの郷土食の提供のほか、望ましい食習慣の形成に向けた食育指導の充実を図ってまいります。

また、学校給食の会計を公会計とし、会計処理の透明性や保護者負担の公平性の確保、教職員の業務負担の軽減に努めてまいります。

(5) 社会の変化に応じた教育

◆社会の変化に応じた教育については、職業観・勤労観の育成を図りつつ、変化に柔軟に対応する力を育むためのキャリア教育を、発達段階に応じて推進してまいります。

また、ICTを活用した授業を有効に展開し、学力の定着や、情報活用能力の育成を図ります。

そのために、新たにICT推進の専門員を配置し、教員のICT機器活用能力の向上を図ってまいります。

一方で、スマートフォンやゲーム機などの通信機器を過度に使用することによる、ネット依存やトラブルなどが頻発していることから、情報モラルが身に付くよう、家庭との連携により、SNS等の安全利用などについても指導してまいります。

(6) 特別支援教育

◆特別支援教育については、幼児期からの就学相談体制の充実を図るとともに、幼稚園に、きめ細^{こま}かな指導支援員を配置し、集団生活への適応を支援してまいります。

また、全国的な傾向ではありますが、特別な支援を必要とする児童生徒の割合が増加していることを踏まえ、特別支援コーディネーターによる就学支援や学校の特別支援教育への相談活動などを推進してまいります。

さらに、継続して小中学校への学校サポーターの配置を行い、個別の支援計画に基づき、一人ひとりに応じた支援の充実を図ってまいります。

(7) 学校適応指導

◆学校適応指導については、不登校児童生徒の割合が増加傾向にあることから、各学校では、できるだけ新規の不登校児童生徒を出さないことを重点に取組を進めます。

また、教育相談員による学校訪問や適応支援教室「TANPOPO^{たんぽぽ}広場」における学習支援と交流体験活動などを充実させるとともに、適応支援相談員による相談活動等を通じて、不登校児童生徒一人ひとりの状況を踏まえながら、きめ細^{こま}かに支援してまいります。

(8) いじめ対策

◆いじめへの対策については、各学校におけるいじめの積極的認知が進んでおりますが、いじめの発生時には、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき組織的に対応し、いじめの早期発見・早期対応・未然防止に努めてまいります。

また、市全体の取組として、一関市いじめ問題対策連絡協議会での話し合いなどにより、関係機関との情報共有や連携を強化してまいります。

(9) 幼稚園

◆幼稚園については、新教育要領で重点とされている「幼児期の終わりまで育ってほしい10の姿」を念頭に、小学校との連携を密接にし、就学前教育の充実を図ってまいります。

また、預かり保育の実施、低所得者層への教材費等の補足給付により、子育て世

代を支援してまいります。

(10) 学校安全

◆学校安全については、放射性物質による汚染対策として、引き続き、学校施設や給食食材等の放射線量を測定してまいります。

また、スクールガードリーダーの巡回指導や地域ボランティア等の見守り活動の協力をいただきながら、登下校時における児童生徒の安全を確保するとともに、災害等の緊急時における行動について指導してまいります。

(11) 教職員の働き方改革

◆教職員の働き方改革については、業務内容の見直しや勤務時間を意識した働き方を進めるなど長時間勤務の是正を図り、教職員がいきいきと仕事に向かうことができるよう改善を進めてまいります。

なお、令和元年度、教職員の服務規程を改正し、夜8時以降学校に残って仕事をすることを、原則禁止としたところであり、定着に向けた取組を進めてまいります。

また、中学校においては、部活動指導との関係で長時間勤務になりがちなことから、「部活動の在り方に関する方針」に基づく、日曜日の休養日設定の確実な定着を図り、勤務環境の改善に努めてまいります。

4. とともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進

二つ目に「とともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進」について申し上げます。

(1) 社会教育

◆社会教育については、市民が生涯にわたって自ら学ぶことができるよう、ニーズに対応した市民センター等での講座を企画するなど、多様な学習機会を提供してまいります。

また、これらの取組や地域づくり活動に生かしていただくため、指定管理を行っている市民センターの職員が社会教育主事講習を受講する際の費用等について支援してまいります。

(2) 家庭教育

◆家庭教育については、家庭での教育やしつけなどを通して子どものモラルの土台は育まれるものであることから、学校、家庭、地域などと連携し、命の大切さや我

が家のルールなど、家庭で大切にしたいことを盛り込んだ「いちのせきの家庭教育10か条」の普及を図り、教育の原点である家庭教育を支援してまいります。

また、昨今スマートフォンやゲーム機などの通信機器の利用については、弊害が多く見られることから、小学生では午後8時以降、中学生では午後9時以降には居間に置いて使わない等の運動を子ども、家庭、学校、教育委員会で協力して進めます。

(3) 図書館

◆図書館については、市全体の貸出冊数が県内市町村で最も多いなど、多くの方々に利用されているところであります。今後も、図書館サービスの向上に努め、市民が集う地域の情報拠点としての役割をより一層高めてまいります。

令和2年度は、新たに電子書籍を導入して、多様な読書方法を提供し、来館が困難な利用者の利便性の向上を図るほか、新聞データベースを充実させてまいります。

また、学習ニーズに対応した読書環境の充実に努めるとともに、市内8館が地域の特色を生かした運営を進めてまいります。

併せて、学校図書館への支援や、乳幼児健診等での読み聞かせの実施、移動図書館車による高齢者施設への訪問など、館外サービスにも取り組んでまいります。

(4) 博物館

◆博物館については、市民はもとより、周辺市町村をはじめとして全国各地からの入館者もあるなど当地方における歴史や文化に対する関心が高まっているところであり、運営の充実に努めてまいります。

令和2年度は、企画展として棟方志功を取り上げ、ダイナミックで力強く独創的な作品の展示や多彩な関連行事の開催により「世界のムナカタ」を紹介してまいります。また、テーマ展や各種講座、体験学習など事業の充実に努めてまいります。

併せて、民俗資料館、芦東山記念館、石と賢治のミュージアム及び大籠キリシタン殉教公園についても、企画・展示の充実に図るなど、身近な場所で地域の歴史・文化が学べる場を提供してまいります。

5. 誇りと愛着を醸成する文化の継承

三つ目に「誇りと愛着を醸成する文化の継承」について申し上げます。

(1) 文化財の保護

◆文化財の保護については、文化財の修繕や保護活動への助成等により、地域の文

化財を良好な形で後世に伝えてまいります。

また、国の登録有形文化財である旧東北砕石工場の公開を再開するほか、文化財等の標柱解説板整備により、当市の歴史や文化の理解促進と文化財保護意識の啓発に努めてまいります。

(2) 地域文化の伝承

◆地域文化の伝承については、郷土芸能団体の活動を支援するほか、民俗資料館では、市民ボランティアの協力を得ながら、昔の生活道具を使った体験学習の提供や企画展を開催してまいります。

6. おわりに

以上、令和2年度の教育行政施策の概要を申し上げましたが、令和2年度は、一関市教育振興基本計画前期計画の最終年度にあたります。これまで実施してきた各施策のまとめと新たな課題・重点への対応を視野に、令和3年度以降の後期計画へとつなげてまいります。

各施策の推進にあたっては、学校、家庭、地域、企業、行政が共通理解のもと、当市の教育行政に携わる全ての関係者の連携・協働が必要であります。

教育委員会といたしましては、地域資源を生かした教育行政施策を進め、郷土の誇りを未来に引き継ぎ、新たな創造を加えてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに市民、教育関係者の皆さまのご理解、ご協力、ご指導を心からお願い申し上げます。